

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七七番一地先まで	比企郡ときがわ町大字西平字堰根二三七七番一地先から同郡同町大字西平字堰根二三	区 間
一七・二六〇・四〇・六二	一七・二六〇・二七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	三六・八五	延長 (メートル)
	災害防除工事による。	備 考